

CT 検査の重要性と遺族負担の軽減方策		協議会資料 令和2年7月20日																	
<p>1 警察における死体取扱いの流れと CT 検査の支出方法</p>																			
<p>2 過去3年間の死体取扱総数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>刑事</th> <th>交通</th> <th>総数 (刑事・交通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年</td> <td>1,454</td> <td>58</td> <td>1,512</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>1,462</td> <td>54</td> <td>1,516</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>1,386</td> <td>65</td> <td>1,451</td> </tr> </tbody> </table>					刑事	交通	総数 (刑事・交通)	平成29年	1,454	58	1,512	平成30年	1,462	54	1,516	令和元年	1,386	65	1,451
	刑事	交通	総数 (刑事・交通)																
平成29年	1,454	58	1,512																
平成30年	1,462	54	1,516																
令和元年	1,386	65	1,451																
<p>3 遺族負担の現状</p> <p>(1) 医師側からの提言 病院に搬送され死亡確認後に行われる CT 検査費用を、親族の死の中にあるご遺族に負担させることには、遺族感情を考えると問題があるのではないかと。</p> <p>(2) 現状 ア 病院搬送後、死亡確認前の医師の判断による CT 検査 (診療行為による負担) イ 病院搬送後、死亡確認が行われたが、死因の特定のために CT 検査を警察側が依頼 (県費(警察)負担、若しくは遺族負担) ウ 病院に搬送されていないが、死因究明の必要があり、検案医師に対して CT 検査を依頼 (県費(警察)負担、若しくは遺族負担)</p>																			
<p>4 提言の内容</p> <p>CT 検査は外表検査のみを行う場合と比べて死因判断の精度が向上することから有効である一方で、ご遺族の実費負担とする例も少なくない。 そこで、ご遺族への支援、金銭的負担の軽減及び警察による死因究明のための CT 検査を積極的に行うべく、本協議会として「更なる県予算の確保に向けた取組」に賛同して頂いた上で、県警察としても予算の増額要求に取り組んで参りたい。また、必要な CT 検査を確実に実施することにより、警察検視の真の目的である「犯罪死の見逃し防止」の徹底が図れるもの。</p>																			